## 委員会規則第4条第1項に基づく届出書

平成28年10月26日

1. 執行機関の別	1: 都道府県知事•市区町村長等	
	○知事 ● 市区町村長等	
2. 都道府県名	静岡県	
3. 市区町村名	御殿場市	
4. 届出番号	9	
5. 独自利用事務の事例番号	116-1-1(2)	
6. 届出書を公表している ウェブページのアドレス	http://www.city.gotemba.shizuoka.jp	

執行機関名 御殿場市長

知事等(教育委員会)が行う保育所保育料の減免・免除に関する事務

## 1. 準ずる法定事務の名称と趣旨又は目的の内容等

	(1)法定事務	(2)独自利用事務
①事務の名称	子ども・子育て支援法による子どものための教育・保育給付の支給又は地域子 ども・子育て支援事業の実施に関する事務であって主務省令で定めるもの	御殿場市一時預かり等事業実施要綱(平成22年御殿場市告示第308号)に関する事務
②番号法別表第1の項	94	
③番号法別表第2の項	116	
④番号法第9条第2項に基づき定める条例の名称及び① の該当部分		御殿場市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する 法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例 別表第1 第11の項 御殿場市一時預かり等事業実施要綱(平成22年御殿場市告示第308号)に関する事 窓
⑤事務の趣旨又は目的が規 定されている箇所	子ども・子育て支援法(平成二十四年八月二十二日法律第六十五号) 第1 条	御殿場市一時預かり等事業実施要綱(平成22年告示第308号) 第1条
⑥事務の趣旨又は目的	第一条 この法律は、我が国における急速な少子化の進行並びに家庭及び 地域を取り巻く環境の変化に鑑み、児童福祉法(昭和二十二年法律第百六 十四号)その他の子どもに関する法律による施策と相まって、子ども・子育て支 援給付その他の子ども及び子どもを養育している者に必要な支援を行い、もっ て一人一人の子どもが健やかに成長することができる社会の実現に寄与する ことを目的とする	第一条 この要綱は、児童福祉法(昭和22年法律第164号。以下「法」という。)第6条の3第7項に規定する一時預かり事業又は <u>就労形態の多様化に伴う断続的な保育</u> 事業である特定保育事業(以下これらを「一時預かり等事業」という。)の実施に関し、必要な事項を定める。
⑦独自利用事務の関連規範		御殿場市一時預かり等事業実施要綱(平成22年御殿場市告示第308号)